

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本紙(3月9日現在)および過去の「広報すぎなみ」掲載の催し等が中止になる場合があります。最新情報は、各催し等の問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



保険・年金

国民年金への切り替えをお忘れなく

国民年金制度では、他の公的年金に加入しておらず、国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金への加入が義務付けられています。

加入種別は次の3種類に分かれていて、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。

◇国民年金の加入種別

第1号被保険者=自営業・学生・アルバイトなどで、次の第2号被保険者・第3号被保険者以外の方
第2号被保険者=厚生年金に加入している方
第3号被保険者=第2号被保険者に扶養されている配偶者

第2号被保険者が退職すると第1号被保険者となるため、届け出が必要です。また、その方に扶養されている配偶者(第3号被保険者)がいる場合、その方も第1号被保険者への切り替えが必要です。

第1号被保険者への切り替えの手続きは、国保年金課国民年金係(区役所中棟2階)または区民事務所で行ってください。必要書類などの詳細は、お問い合わせください。

区国民年金課国民年金係

生活・環境

都市計画等に関するオープンハウス型説明会

区取得予定地を都市計画公園として整備するにあたり、オープンハウス型説明会を開催します。

◆(仮称) 清水二丁目公園

時 3月22日(日)午前10時～正午 場 区取得予定地=公園予定地(清水2-17)

◆(仮称) 上ノ台公園

時 3月28日(土)午後2時～4時 場 区取得予定地=公園予定地(下井草2-31-1)

◆(仮称) 松庵二丁目公園

時 3月28日(土)午前10時～正午 場 区取得予定地=公園予定地(松庵2-23)

…………… いずれも ……………

区みどり公園課公園企画係 区車での来場不可

子育て・教育

私立・国立小学校の新入生に防犯ブザーを貸与します

区内在住で、4月から私立・国立の小学校などに入学する新1年生を対象に、防犯ブザーを無料で貸し出します。保険証などお子さんの年齢が確認できるものを持参してください。

時 場 危機管理対策課(区役所東棟5階) = 3月16日(月)～4月3日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
 ▶ 区民課区民係(東棟1階) = 3月21日(土)午前9時～午後5時
 ▶ 各区民事務所 = 3月16日(月)～4月3日(金)午前8時30分～午後5時(21日(土)、日曜日、祝日を除く。水曜は午後7時まで。28日(土)は午前9時から) 区危機管理対策課 区立小学校の新入生には学校から貸し出します

㊟医療証・㊿医療証を送付します

◇小学校に入学する子

現在、㊿医療証(乳幼児医療証)をお持ちの方で、4月から小学校へ入学する新1年生の保護者宛てに、㊟医療証(義務教育就学児医療証)を3月下旬に送付します(申請不要)。

4月以降、都内の医療機関(調剤薬局を含む)で受診等をする場合は、今回送付する㊟医療証を必ず提示してください。

◇中学校を卒業する子

現在、㊟医療証をお持ちの方で、3月に中学校を卒業する方は、4月からは㊟医療証の資格が喪失します。

なお、保護者が、㊿医療証(ひとり親医療証)をお持ちの場合は、お子さんの氏名が記載された㊿医療証を3月下旬に送付します(申請不要)。

※3月中に区外へ転出した場合は対象になりません。送付した㊟医療証は返却してください。

※中学校卒業後にほかの公費負担医療制度(㊿・㊿・㊿)を希望する方は、別途手続きが必要です。各

担当窓口へご相談ください。

㊿・㊿医療証は子育て支援課、㊿・㊿医療証は障害者施策課、㊿医療証は各保健センター

相談

不動産総合相談会

時 4月3日(金)午前10時～午後4時 場 区役所1階ロビー 内 調査・売買・登記など、不動産に関すること
 区 東京土地家屋調査士会杉並支部事務局 ☎3323-3431 ▶ 東京都宅地建物取引業協会杉並支部事務局 ☎3311-4937 ▶ 東京司法書士会杉並支部事務局 ☎6427-8831 他関係資料がある場合は持参

その他

2年度杉並区食品衛生監視指導計画を策定

食品衛生法の規定に基づき公表します。

◇概要

①食中毒防止対策②自主的衛生管理の推進③食品添加物・食品表示の監視指導④消費者・事業者・行政間のリスクコミュニケーションの推進

◇閲覧場所

杉並保健所(荻窪5-20-1)、保健センター、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所、消費者センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並)。区ホームページからもご覧になれます。

◇閲覧期間

3月30日まで(杉並保健所、区ホームページでは期間を過ぎてもご覧になれます)

区杉並保健所生活衛生課食品衛生担当 ☎3391-1991

住民基本台帳の閲覧状況の公表

元年10～12月の住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています。

◇住民基本台帳の一部の写しの閲覧とは

住民基本台帳に記録されている項目のうち、氏名・住所・生年月日・性別の4項目を閲覧するものです。閲覧申請が認められた場合、必要最小限の範囲で前述4項目の閲覧が可能となります。

◇閲覧が認められる理由

- 原則、以下の理由以外認められません。
- ・官公庁が職務として請求する場合
- ・公益性の高い調査研究に利用する場合
- ・公共的団体が公益性の高い活動に利用する場合

※閲覧の際は区職員が立ち会います。

区国民課住民記録係

4月の各種健康相談(予約制)の記載があるものの申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談・交流	母親学級(予約制)	平日パパママ学級(予約制)	離乳食講習会	乳幼児歯科相談(予約制)	歯みがきデビュー教室(予約制)	栄養・食生活相談(予約制)	ものわずれ相談(予約制)	心の健康相談(予約制)
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	16日(木) 午前9時15分～10時15分	1日(水) 8日(水) 15日(水)	-	22日(水) 午後1時30分～3時30分 (予約制)	午前 10日(金) 24日(金) 午後 9日(木)	23日(木) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	10日(金) 午前9時～正午	27日(月) 午後1時30分	8日(水) 午後1時30分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	6日(月) 午前9時15分～10時	-	-	7日(火) 午後1時30分～3時30分	午前 6日(月) 20日(月) 午後 -	-	2日(木) 午前9時～正午	9日(木) 午後1時30分	15日(水)・16日(木) 午後1時30分 24日(金) 午前9時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	23日(木) 午前9時30分～10時15分	3日(金) 10日(金) 17日(金)	20日(月) 午後1時30分～4時	13日(月) 午後1時30分～3時30分	午前 21日(火) 午後 2日(木)	-	21日(火) 午前9時～正午	24日(金) 午後1時15分	3日(金)・9日(木) 午後2時
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	22日(水) 午前9時～10時	-	-	23日(木) 午後1時30分～3時30分 (生後9カ月頃から。28名〈予約制〉)	午前 22日(水) 午後 8日(水)	-	-	14日(火) 午後1時30分	20日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	9日(木) 午前9時15分～10時15分	-	-	16日(木) 午後1時30分～3時30分	午前 9日(木) 午後 22日(水)	15日(水) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	-	15日(水) 午前9時30分	7日(火) 午後1時30分

※1 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係(区役所東棟3階)へ。

※2 ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠を付けるなど各自でご注意ください。

歯の健康相談 11日(土)午後2時～4時30分。問い合わせは、杉並区歯科医師会(阿佐谷南3-34-3 ☎3393-0391)へ。

凡例 時日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費(記載のないものは無料) 申申し込み(記載のないものは直接会場へ)
 区問い合わせ 他その他 ✉Eメールアドレス HPホームページアドレス

募集します

区営住宅駐車場の使用者

●使用期間=原則1年間。更新可。更新料なし▶住宅名(所在地)・月額使用料=下表のとおり▶申し込み資格=区内在住であることが住民票などで証明できる。使用する駐車場から約2km以内の範囲に存する住宅・事務所・店舗等において居住、または業を営む者であるなど▶自動車の種別=軽・小型・普通(自動車の形状等により申し込みをお断りする場合があります)▶保証金=月額使用料1カ月分 ④申込書(住宅課〈区役所西棟5階〉で配布)に必要書類を添えて、同課へ郵送・持参(申込順) ⑤同課 ⑥車検証等の提出が必要。空き区画についてはお問い合わせください

住宅名(所在地)	月額使用料
下高井戸一丁目アパート(下高井戸1-12-1)	2万1000円
高井戸西二丁目アパート(高井戸西2-7-26)	2万円
成田東二丁目第二アパート(成田東2-29-5)	1万8000円
久我山五丁目第二アパート(久我山5-19-1・2)	
富士見丘アパート(久我山2-21-1・2)	

所得税および個人住民税の申告期限が4月16日(木)まで延長されました

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告書および個人住民税の申告書の提出期限が延長されました。

申告書は可能な限り郵送での提出にご協力をお願いします。

なお、①の所得税などについては、ご自宅からの電子申告(e-Tax)もぜひご利用ください。

① 所得税および復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税および地方消費税	申告期限および納付期限=4月16日(木)
② 個人住民税	申告期限=4月16日(木)

④⑤⑥ ①杉並税務署 ☎3313-1131、荻窪税務署 ☎3392-1111 ②区課税課

区内商店会の補助金不正受給について

区への返還金が期日までに完済されました。今後、再発防止に取り組みます。

—— 問い合わせは、産業振興センター商業係 ☎5347-9138へ。

広報すぎなみ元年12月15日号でもご報告しましたとおり、西荻窪地域の商店会によるイベント補助金不正受給の発覚を受けて、12月に区は商店会に対し、補助金の返還請求をしました。その結果、区から都への返還金相当額および区補助金、違約加算金など総額2944万円余りの請求額全額が期日までに返還されましたのでご報告いたします。

こうした事案が二度と発生しないよう、税理士等の専門家や区の地域担当副参事の関与等により区の審査体制を強化するとともに、商店会に対しては、マニュアルや説明会、相談体制の充実により法令順守を含めた補助制度全般の理解を促進し、再発防止を徹底してまいります。

お知らせ 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画等を都市計画決定しました

地区計画等の決定

区では、阿佐ヶ谷駅北東地区で都市計画法に定める地区計画等の策定手続き等を進め、元年12月開催の都市計画審議会からの答申を受け、3月5日に阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画等を決定しました。また、同地区計画等決定区域の一部につき、東京都では用途地域の変更を決定・告示しました。

地区計画の案の公告・縦覧、意見書の提出手続きの実施結果

策定に当たり、区は都市計画法に基づき、元年12月3日～17日に「地区計画等の案」の公告・縦覧、意見書の提出手続きを行いました。その結果、31名の方から意見書の提出がありました。都市計画の案に対するご意見と区の方針については、区ホームページ(右2次元コードからもアクセス可)で閲覧できます。



建築制限条例の改正予定

阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画の決定に伴い、「杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正を予定しています。条例の改正案は第2回区議会定例会に提出する予定です。

—— 問い合わせは、市街地整備課地区計画係へ。



あれから9年…いつも温かいご支援ありがとうございます。

南相馬市長からのメッセージ

東日本大震災から9年が経ちました。杉並区の皆さまには、南相馬市へ温かいご支援をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

当市小高区等の避難指示が解除されて3年以上が経つ今もなお、5000人の市民が市外へ避難されているなど、原子力災害の被害は甚大であります。

このような中でも、一歩ずつではありますが、復興に向けて着実に進んでおります。昨年の夏には市内の海水浴場を9年ぶりに再開することができました。さまざまな困難を乗り越えた海にあふれる多くの人の笑顔は、私たちに大きな勇気を与えてくれました。

さらに今春、津波被害を受けた沿岸部に、ロボットの一大研究開発拠点となる「福島ロボットテストフィールド」が開所し、夏にはロボットの国際大会「ワールドロボットサミット2020福島大会」が開催されます。

また、1000年の歴史をもつ相馬野馬追を、今年も7月25日～27日に開催いたしますので、皆さまのお越しをお待ちしております。

今後も、市民一丸となって復興に取り組んでまいります。杉並区の皆さまに、当市の現状についてご報告いたしますとともに、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

— 南相馬市長 門馬和夫



▲南相馬市原町区の「福島ロボットテストフィールド」

みらい夢基金

南相馬市では「みらい夢基金」を創設し、次代を担う子どもたちの健やかな育成や地域の再生・活性化を図るための事業に活用しています。

これまでに、東日本大震災による遺児孤児を支援するための事業や、子ども自然体験学習事業、小中学校の学校図書の実績と読書活動を推進するための「杉並文庫」事業などに活用されています。

南相馬市への義援金にご協力を(災害復旧・復興のための寄附)

振込先 七十七銀行原町支店
口座番号 普通預金9089683
口座名義 南相馬市災害対策本部 本部長 門馬和夫(ミナミソウマシサイガイタイサクホンブ ホンブチョウ モンマカズオ)
 ※振込手数料がかかります。振り込みの控え(振込金受取書)を寄附金控除等を受けるための証明書に代えることができます。
 ※区役所1階ロビーにも義援金箱を設置しています。

④総務課

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

ご意見ありがとうございました

区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果をお知らせします

「杉並区子ども・子育て支援事業計画【第2期：2～6年度】」

いただいた主なご意見の概要と区の考え方

策定に先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」元年12月1日号などで計画案を公表し、皆さんからご意見を伺いました。

—— 問い合わせは、子育て支援課へ。
(4月1日からは子ども家庭部管理課へ。)

- 意見提出期間＝元年12月1日～2年1月6日
- 意見提出件数＝3件（延べ15項目）

ご意見の概要	区の考え方
希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整えるに当たっては、いわゆる潜在需要も含めて対応してほしい。 また、区内に保育が必要な子どもがいる外国人定住者が増える中、保育所申込要綱について、多言語化や、横浜市で取り組んでいる「やさしい日本語」を使用する対応が必要である。	今後の施設整備計画では、ご指摘の点も踏まえ、女性の就業率の伸び等に応じた整備量を見込んでいます。 また、外国の方々への対応として、申込要綱は漢字に平仮名を振るなどの配慮をするほか、入所相談時に相談者の母国語を話せる職員または通訳者が対応しています。なお、横浜市の取り組みは今後の参考とさせていただきます。
ニーズに応じて利用できるよう、病児保育室を増やしてほしい。	病児保育室は、これまでの2カ所（西荻北、和田）に加え、本年3月に1カ所（天沼）、さらに2年度中に1カ所の増設を図っていきます。

「杉並区子ども・子育て支援事業計画【第2期：2～6年度】」の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方等は、子育て支援課（区役所東棟3階）、子どもセンター、区立保育園、区立子供園、児童館、子ども・子育てプラザ、児童青少年センター「ゆう杉並」（荻窪1-56-3）、区政資料室（西棟2階）、区民事務所、図書館で4月14日まで閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。また、区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き〈パブリックコメント〉」）でもご覧になれます（右2次元コードからもアクセス可）。区立施設等の休業については、14面「区立施設等の臨時休業について」を参照。



4月1日から変わります！

子育て支援事業などの担当窓口

—— 問い合わせは、子育て支援課へ。
(4月1日からは子ども家庭部管理課へ。)

4月以降、子ども家庭部子育て支援課の組織改正に伴い、右記のとおり子育て支援事業などの一部の窓口・問い合わせ先が変わります。

これを契機に、各種の子育て支援事業や子育て応援券、母子保健事業等について、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のさらなる充実を図っていきます。



事業名など	担当課・係/問い合わせ先
①ひととき保育・つどいの広場 ②一時預かり（子ども・子育てプラザ）	子ども家庭部管理課地域子育て支援係（区役所東棟3階7番窓口） ※現在の子育て支援課管理係から変更
③産前・産後支援ヘルパー	同上 ※現在の杉並子ども家庭支援センターから変更
④杉並ファミリー・サポート・センター	杉並区社会福祉協議会 ☎5347-1021
⑤訪問育児サポーター	杉並区社会福祉協議会 ☎5347-1018
⑥ひとり親相談（就労相談含む） ⑦ひとり親自立支援給付金等 ⑧ひとり親家庭等ホームヘルプサービス ⑨ひとり親家庭休養ホーム	子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当（区役所東棟3階8番窓口） ☎5307-0343 ※現在の杉並子ども家庭支援センターから変更

※現在の杉並子ども家庭支援センターから、子ども家庭部管理課地域子育て支援係の管轄に変更

上記のほか、これまで区役所本庁舎と杉並子ども家庭支援センターに分散していた「ひとり親家庭に対する相談と支援の窓口」は、区役所東棟3階に集約します。

※③、⑥～⑨の事業の受け付けは、月～金曜日の午前8時30分～午後5時になります。



子育て応援券の見直しで、ここが変わります！

—— 問い合わせは、子育て支援課子育て応援券担当へ。
(4月1日からは子ども家庭部管理課子育て応援券担当へ。)

これまでの子育て応援券の利用状況や利用者・事業者の皆さんからのご意見等を踏まえ、より使いやすい事業にするとともに、受益と負担の公平性を考慮して見直しました。
※内容の詳細については、区ホームページ（右2次元コードからもアクセス可）をご覧ください。



(1) 券種と交付額の見直し

●無償応援券

- ・0歳児無償券を「出生券」に整理統合（交付額3万円）
- ・1歳児および2歳児無償券の交付額を減額（各1万5000円）
- ・多子券は上記交付額に5000円分上乗せ

●有償応援券

- ・購入可能冊数を3冊に拡大（1冊当たりの購入額4000円）

(2) 提供サービスの見直し

●ゆりかご券でのタクシー利用

- ・妊産婦の外出支援の観点から、理由を問わず利用できるようにします（登録タクシー事業者のみ）。

●一部サービスで兄弟姉妹間の券も利用可へ

- ・「子どもを預けるサービス」では、兄弟姉妹間の券も利用できることとします。

●産後ケアサービスの利用限度額を拡大

- ・以下のとおり、より利用しやすくします。
日帰り＝5000円→1万5000円
短期宿泊＝1万円→3万円

(3) 情報提供の充実

- 利用したいサービスが探しやすくなるよう、「ガイドブック」と「区ホームページ」を改善
- ・地域別索引に「対象年齢」を追加
- ・「土日に利用できるサービス」を分かりやすく表示
- ・事業者ホームページへの2次元コードを追記

ご存じですか



ひとり親家庭等子育て支援



区内にお住まいのひとり親家庭等の方の子育てを支援するため、次のような制度があります。手当や医療費助成の制度は申請をしないと受けることができません。各制度は所得制限など支給要件がありますので、ご相談ください。

—— 問い合わせは、子育て支援課子ども医療・手当係 ☎5307-0785へ。
(4月1日からは子ども家庭部管理課子ども医療・手当係へ。)

児童育成手当

支給要件 = 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の父または母・養育者で、所得制限限度額未満の方

手当額 = 月額1万3500円 (児童1人当たり)

◆詳しくは、区ホームページ>くらしのガイド>子育て>子どもの手当>児童育成手当 (右2次元コードからもアクセス可)



ひとり親家庭等医療費助成

助成対象 = 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 (※) とその児童を養育し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父または母・養育者で、所得制限限度額未満の方。ただし、生活保護や他の医療費助成を受けている場合は、対象になりません。

※児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで

助成の範囲 = 健康保険証を使って医療機関で診療などを受けたときに、窓口で支払う医療費の保険診療に係る自己負担分を助成します。ただし、住民税を課税されている世帯は、医療費の1割をお支払いいただきます。

その他 = 申請者に同居の父母等がいる場合は、その方も所得制限限度額未満であることが必要です。

◆詳しくは、区ホームページ>くらしのガイド>生活支援>ひとり親家庭等支援>ひとり親家庭等医療費の助成 (右2次元コードからもアクセス可)



児童扶養手当

支給要件 = 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 (※) を養育しているひとり親家庭等の父または母・養育者で、所得制限限度額未満の方

※児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで

手当額 = 児童1人目=月額1万120円~4万2910円 (3月現在。所得に応じて算定。児童2人目以降は所得に応じて手当額が加算)

その他 = ①申請者に同居の父母等がいる場合は、その方も所得制限限度額未満であることが必要です。

②公的年金等を受給されている場合は、ご相談ください。

◆詳しくは、区ホームページ>くらしのガイド>子育て>子どもの手当>児童扶養手当 (右2次元コードからもアクセス可)



まずはご相談ください

ひとり親家庭に対する相談

仕事や家事などで悩んでいませんか?

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の方の悩みなどの相談を受けるとともに、ひとり親家庭のサービスを案内します。

また福祉事務所では、家庭相談員が養育や家族関係などの相談を受けます。



将来のことが心配...



ひとり親のサービスってどんなものがあるの?

相談内容および問い合わせ先

- ひとり親家庭の生活一般・家事・育児支援や、父または母の就労支援
園杉並子ども家庭支援センター ☎5929-1902 (4月1日からは子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎5307-0343)
- 母子生活支援への入居相談
☎18歳未満のお子さんを養育している母子家庭で生活上の支援を必要とする方
- 母子および父子福祉資金貸付の相談
20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の父または母の技能取得資金、お子さんの修学資金ほか (全12種類)
園杉並福祉事務所 (荻窪 ☎3398-9104 / 高円寺 ☎5306-2611 / 高井戸 ☎3332-7221)



カラスから身を守り、寄せ付けないように

カラスによる被害を減らしましょう



4～7月ごろはカラスの繁殖期にあたります。この時期の親鳥は非常に警戒心が強く、区民の方から「カラスから威嚇や攻撃を受けた」などの相談が数多く寄せられます。身近なところからカラス被害の対策をしましょう。

—— 問い合わせは、環境課生活環境担当へ。

カラス被害の対策 4つのポイント

● 巣の材料になる針金ハンガーは片付けましょう

都会のカラスの巣は、ほとんどが針金ハンガーを材料として作られています。使った後は必ず片付けましょう。

● 巣を掛けやすい枝はなくしましょう

自宅の敷地内に葉や枝が多い樹木などがある場合は、適宜^{せんてい}剪定を行い、枝に巣を掛けにくくしましょう。以前に巣を作られたことのある木は、早めに剪定をしましょう。

● カラスの餌場をなくしましょう

都会のカラスにとって、栄養豊富な食べ物を簡単に得ることができるごみ集積所は、格好の餌場です。カラスネットを利用するなど、ごみの出し方を工夫し、しっかりと管理しましょう。

● カラスの餌付けはやめましょう

カラスは人から餌をもらうことで人を恐れなくなり、よりいっそう人と身近な環境で生活することになります。また、餌付けは生態系のバランスを崩す行為です。絶対にやめましょう。

襲われそうになったら

カラスに襲われそうになったら、巣の場所を確認し、そこを避けて迂回路^{うかい}を通るようにします。迂回ができない場合は帽子をかぶるか、傘を差して通るようにします。カラスは背後から頭を狙い、脚で蹴ってきます。

区では、民有地にカラスの巣があり、人に危害を加える恐れがある場合に、卵やひなの捕獲（その際に巣の撤去）を行っています。相談は、環境課「有害鳥獣等相談110番」☎5307-0665（月～金曜日、午前8時30分～午後5時（祝日を除く））へ。

なお、民有地以外（都立公園や電柱・鉄塔など）にあるカラスの巣については、各施設管理者へ相談してください。

4月6日^月
～15日^水は

春の全国交通安全運動

～やさしさが走るこの街 この道路

4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です。

—— 問い合わせは、杉並土木事務所交通安全係☎3315-4178へ。

子どもをはじめとする歩行者の安全の確保

歩行者の事故は、横断禁止場所での横断や車両の走行前後の横断が一番多くなっています。左右の安全を十分確認し、横断歩道を渡りましょう。また、早朝、夕方、夜間の外出の際には、明るい色の服装や反射材を身に着けましょう。

- 保護者の方は、お子さんに道路への急な飛び出しをさせないなど、安全な通行方法について繰り返し教えてあげましょう。

- 高齢の方は、ご自身の身体機能の変化を認識し、無理な横断などをしないようにしましょう。



自転車の安全利用の推進

① 自転車安全利用五則を守りましょう。

- (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- (2) 車道は左側を通行
- (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- (4) 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- (5) 子どもはヘルメットを着用



② 自転車損害賠償保険等に必ず加入しましょう。

自転車利用中の加害事故で、高額な賠償が請求される事例が増えています。

東京都は、4月1日から自転車利用者・保護者・自転車使用事業者および自転車貸付業者による自転車損害賠償保険等への加入を義務化します。

安全運転の励行

子どもや高齢者を見かけたら徐行する、横断歩道を渡ろうとしている歩行者に道を譲るなど、思いやりのある運転を心掛けましょう。

- 飲酒運転、スマートフォンを見ながらの運転、そして、いわゆる「あおり運転」は絶対にやめましょう。

- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく設置しましょう。

- 高齢者ドライバーで運転に不安がある方は、免許の自主返納を家族で話し合しましょう。



二輪車の交通事故防止

スピードの出しすぎには、注意しましょう。また、ヘルメットをしっかり着用し、胸部プロテクターも着用してください。渋滞中、四輪車の間のすり抜けは大変危険です。「歩行者は気付いてくれない」、「車が来るかもしれない」といった、危険を予測した運転を心掛けましょう。

区内空間放射線量等測定結果

2月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページでご覧になれます。

園空間放射線量率の測定については、環境課公害対策係。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係☎3334-6400

民営化宿泊施設等をご利用ください

PICK UP!

コニファーいわびつ 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町4399 甲 電話で、コニファーいわびつ ☎0279-68-5338 (午前9時～午後8時)

ぐんまの魅力再発見!

新緑の2泊3日周遊バスツアー♪



▲群馬県吾妻郡嬬恋村「鬼押し出し園」

阿佐ヶ谷駅南口出発の周遊バスツアーで、話題の「八ッ場ダム」や「鬼押し出し園」、「花寺 吉祥寺」など、施設周辺の定番・人気観光地から穴場スポットまで巡り、ランチは地元民お勧めの人気店で堪能できます。

- 日程：5月20日(水)～22日(金)・27日(水)～29日(金)、6月3日(水)～5日(金)・10日(水)～12日(金)・24日(水)～26日(金)
- 料金 (2泊3日/7食・お土産付き)：3万5800円。3歳～小学生3万800円。65歳以上・障害者3万3800円/いずれも区民補助適用後の料金
- 最少催行人数：15名 (催行決定は出発7日前までに連絡)

4月からの無料直行バス運行予定



阿佐ヶ谷駅南口～コニファーいわびつ間の無料直行バスを運行します(宿泊予約時に申し込んでください)。

- 運行日程：4月5日(日)～7日(火)・13日(月)～16日(木)、5月25日(月)～28日(木)、6月1日(月)～4日(木)・7日(日)～10日(水)・28日(日)～7月1日(水)・6日(月)～9日(木)・13日(月)～16日(木)、8月17日(月)～20日(木)・9月1日(火)～4日(金)・13日(日)～16日(水)
- 運行時間：
 - ・阿佐ヶ谷駅南口出発 (午後0時30分)→コニファーいわびつ到着 (午後3時)
 - ・コニファーいわびつ出発 (午前9時30分)→阿佐ヶ谷駅南口到着 (正午)
- 最少催行人数：5名 (運行決定は出発6日前までに連絡)

PICK UP!

協定旅館 湯の里「杉菜」 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上279 甲 電話で、湯の里「杉菜」 ☎0465-62-4805 (午前9時～午後8時)



▲湯の里「杉菜」露天風呂

区民宿泊料金 (1泊2日/2食付)			
区分	平日	休前日	特別日
大人(中学生以上)	8800円	1万1000円	1万5130円
小学生	6160円	7700円	1万591円
幼児(3歳～小学生未満)	4400円	5500円	7565円

※1名利用の場合は、左記料金に4400円増額。満12歳以上は、入湯税別途150円。0～2歳で食事・寝具無しの場合は無料。特別日は、5月2日(土)～5日(祝)、8月8日(土)～15日(土)、12月29日(火)～3年1月3日(日)です。左記料金で利用する場合は、住所・氏名・生年月日が確認できる証明書(運転免許証・健康保険証等)を持参。区民で身体障害者手帳をお持ちの方は、夕食時にワンドリンクサービスあり(予約時に申し込み)。



No!

放置自転車は撤去します

—— 問い合わせは、土木管理課自転車対策係 ☎5307-0735へ。

自転車の「放置」とは

自転車をとめている時間の長短や理由にかかわらず、道路などの公共の場所において「自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態」をいいます。

自転車の撤去について

放置自転車は歩行者や緊急車両等の通行の妨げになることから、区では放置自転車への警告・撤去をほぼ毎日行っています(1年間の放置自転車の撤去台数は1万4576台<平成30年度>)。特に多くの人が集まる駅前では、放置自転車を即時に撤去しています。撤去された自転車を引き取る際には、移送・保管などの手数料として5000円がかかります。

また、盗難された自転車が道路に放置されて撤去される場合もあります。自転車を駐車する際には必ず鍵をかけましょう。

自転車駐車場をご利用ください

上井草北、阿佐ヶ谷東、高井戸北、方南町東、久我山北、高円寺北、新高円寺地下、荻窪東地下の各区営自転車駐車場では、入庫から1時間まで無料でご利用いただけるスペースを用意しています。またほとんどの駅周辺には、1・2時間無料で利用できる民営の自転車駐車場があります。詳細は、「すぎナビ」または「杉並区自転車駐車のご案内」(区民事務所等で配布)をご覧ください。



訂正とおわび

3月1日付広報8面「西永福駅周辺の自転車放置禁止区域を拡張します」で示した図の「追加指定区域」の一部に誤りがありました。正しい図を掲載いたします。



地球のために、今できることから始めませんか

「今日のあなたにちょうどいい量を」

適量を注文・購入し、食品ロスを減らしましょう

このステッカーが目印です!



日本では、年間約600万トン以上の食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）が出ています。区では、「もったいない」をなくすため、小盛りメニューや、持ち帰り、少量パックなど、食品ロスの削減に取り組んでいるお店を「**食べのこしゼロ応援店**」（275店舗）として登録しています。

—— 問い合わせは、ごみ減量対策課管理係へ。

「食べのこしゼロ応援店」の方の声



西荻窪 イタリアン
CICLO (チクロ) /
シェフ

登録したきっかけは何ですか
一生懸命作ったものを残さず食べていただくことは、お店側にとってもお客さんにとっても気持ちがいいことだと思ったからです。

食品ロス削減のために心掛けていることはありますか
普段から注文の前に、ちょうどいい量や組み合わせをお勧めしたり、タイミングをみて持ち帰りができることを提案しています。また、食材をうまく使い切れるよう、肉の切れ端を集めて、煮込み料理にするなど、さまざまな工夫をしています。

登録したきっかけは何ですか
普段からパンを廃棄しないように、ごみの減量を心掛けていたからです。

食品ロス削減のために心掛けていることはありますか
食パンは少人数世帯の方向けに半斤で、バゲットも申し出があれば半分に切って、提供するようにしています。



新高円寺 パン屋
boulangerie ECLIN
(ブランジェリーエ克蘭)
/店長(右)と店員(左)



▶ 「食べのこしゼロ応援店」の店舗情報は、区ホームページ「食べのこしゼロ応援店」で検索できます（右2次元コードからアクセス可）。



7月1日からレジ袋が有料化

外出時にはマイバッグを持って行きましょう

—— 問い合わせは、環境課環境活動推進係へ。



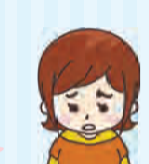
なみすけスーパーにお買い物にいくからね。



マイバッグを忘れないでね。



もちろん持っていくよ。
なみすけスーパーはレジ袋が有料だものね。



お店によって、レジ袋が有料のところとそうでないところがあるのよね。



そうだね。
でも、法律でこの7月1日から全国のお店でレジ袋が有料になるんだって。



そうよね。でも、なんでなんだろう。



プラスチックごみが、街中から川に流れて海に運ばれる汚染が、世界中で問題になっているからなんだ。特に問題となっているのが、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックで、国内のプラスチック総廃棄量の約半分を占めているそうだよ。

日本はプラスチックごみの1人当たりの廃棄量が世界で2番目に多いと指摘されていて、急いでワンウェイプラスチックの使用抑制を進める必要があるんだ。

何気なく使っているワンウェイプラスチックが、大きな問題になっているんだね。



レジ袋有料化義務付けの対象は小売業を営む事業者で、レジ袋の価格は各事業者が1枚当たり1円以上で設定します（一部対象外の事業者あり。詳細は、経済産業省のホームページなどを参照）。

区は、平成20年4月から条例に基づき、有料化等の取り組みによるレジ袋削減に取り組んできました。これまで有料化を実施したスーパー等のマイバッグ等持参率の平均は80%台となっています。

買い物等の外出時には、常にマイバッグを携帯し、レジ袋（ワンウェイプラスチック）の削減にご協力ください。

「7月1日からのレジ袋有料化義務化」に関するお問い合わせ

経済産業省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

経済産業省プラスチック製買物袋の有料化に関する相談窓口

● 消費者向け ☎0570-080180 ● 事業者向け ☎0570-000930

予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日～54年4月1日に生まれた男性は、4年3月までに限り、区が発行するクーポン券を使用し、抗体検査を受けることができます。検査の結果、十分な量の抗体がない方は、予防接種を受けることができます。

2月までに発行したクーポン券の有効期限は3月31日までですが、国の方針でクーポン券の有効期限が延長され、3年3月31日まで使えることになりました。詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



—— 問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025へ。

チェック!

クーポン券は有効期限の3月31日を過ぎても使えるようになりました

忘れていませんか?

成人男性の風しん抗体検査・定期予防接種

広告募集中

広報すぎなみ・ホームページバナーに広告を掲載しませんか

広告掲載の問い合わせは広報課へ。